

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)
5029	5029001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。		c	-	少出力の蒸気タービンの回転数はガスタービンと比べ極めて低い。1000kw未満の蒸気タービンは毎分1万回転以下で、2種の発電機と直結するケースがほとんどで毎分3500回転(60Hz)で低速である。更に機内を通過するガス(蒸気)の温度もガスタービンと比べはるかに低速で平均で350℃以下なので動員等の寿命は半永久であります。1000kw未満の蒸気タービンの納入実績も多く過去約20年間で200台ありましたが、台も大きな事故は起きていません。ガスタービンと比べ低速で機内温度も極めて低い等安全なエンジンであることは明白であり蒸気エネルギーを有効に利用し地球環境に寄与する蒸気タービン発電設備も是非規制緩和を検討したい。	安全規制の見直しについては、安全に係る実証試験など、客観性を有した科学的、合理的なデータに基づいて、設備の安全性を確認した上で行うこととしている。提案された設備について適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないのが現状である。従って対応できない。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	株式会社シー	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	ガスタービン並に1000kw未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	蒸気圧力差を利用して蒸気タービンで発電すると蒸気タービンに寄与する出力ではリフトが少ないので、煩わしい手配や経費がかかる実行されないのが規制緩和により実行しやすくなる。	設置事前届出は、ガスタービンは1000kw以上、内燃エンジンは1万kw以上は事前届出を要求されている。それと比べ、蒸気タービンについては出力に関係なく全てを要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べ極めて低いのに規制が厳し過ぎる。せめてガスタービン並みにして頂きたい。	電気事業法 施工規則 第62条、第65条の別表第二	経済産業省	
5054	5054001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。		c	-	少出力の蒸気タービンの回転数はガスタービンと比べ極めて低い。1000kw未満の蒸気タービンは毎分1万回転以下で、2種の発電機と直結するケースがほとんどで毎分3500回転(60Hz)で低速である。更に機内を通過するガス(蒸気)の温度もガスタービンと比べはるかに低速で平均で350℃以下なので動員等の寿命は半永久であります。1000kw未満の蒸気タービンの納入実績も多く過去約20年間で200台ありましたが、台も大きな事故は起きていません。ガスタービンと比べ低速で機内温度も極めて低い等安全なエンジンであることは明白であり蒸気エネルギーを有効に利用し地球環境に寄与する蒸気タービン発電設備も是非規制緩和を検討したい。	安全規制の見直しについては、安全に係る実証試験など、客観性を有した科学的、合理的なデータに基づいて、設備の安全性を確認した上で行うこととしている。提案された設備について適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないのが現状である。従って対応できない。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	近藤設備設計科	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	ガスタービン並に1000kw未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	産業廃棄物処理設備においては、9-79999に於いて焼却炉の副産物処理設備を排出しない様子を要していますが、現行でも焼却の場合において1000kw未満の対応になるに鑑み、焼却炉の副産物処理設備を進め、元々排出の少ない産業廃棄物処理設備での9-79999に関する部分については規制の緩和をして頂ければ実行しやすくなる。	電気事業法 施工規則 第62条、第65条の別表第二	経済産業省		
5055	5055001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。		c	-	少出力の蒸気タービンの回転数はガスタービンと比べ極めて低い。1000kw未満の蒸気タービンは毎分1万回転以下で、2種の発電機と直結するケースがほとんどで毎分3500回転(60Hz)で低速である。更に機内を通過するガス(蒸気)の温度もガスタービンと比べはるかに低速で平均で350℃以下なので動員等の寿命は半永久であります。1000kw未満の蒸気タービンの納入実績も多く過去約20年間で200台ありましたが、台も大きな事故は起きていません。ガスタービンと比べ低速で機内温度も極めて低い等安全なエンジンであることは明白であり蒸気エネルギーを有効に利用し地球環境に寄与する蒸気タービン発電設備も是非規制緩和を検討したい。	安全規制の見直しについては、安全に係る実証試験など、客観性を有した科学的、合理的なデータに基づいて、設備の安全性を確認した上で行うこととしている。提案された設備について適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないのが現状である。従って対応できない。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	(株)サッパボイラ	1	A	少出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	ガスタービン並に1000kw未満の設備については事前届出を不要として頂きたい。	蒸気圧力差を利用して蒸気タービンで発電すると蒸気タービンに寄与する出力ではリフトが少ないので、煩わしい手配や経費がかかる実行されないのが規制緩和により実行しやすくなる。	設置事前届出は、ガスタービンは1000kw以上、内燃エンジンは1万kw以上は事前届出を要求されている。それと比べ、蒸気タービンについては出力に関係なく全てを要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べ極めて低いのに規制が厳し過ぎる。せめてガスタービン並みにして頂きたい。	電気事業法 施工規則 第62条、第65条の別表第二	経済産業省	
5060	5060001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条別表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第48条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。		c	-	少出力の蒸気タービンの回転数はガスタービンと比べ極めて低い。1000kw未満の蒸気タービンは毎分1万回転以下で、2種の発電機と直結するケースがほとんどで毎分3500回転(60Hz)で低速である。更に機内を通過するガス(蒸気)の温度もガスタービンと比べはるかに低速で平均で350℃以下なので動員等の寿命は半永久であります。1000kw未満の蒸気タービンの納入実績も多く過去約20年間で200台ありましたが、台も大きな事故は起きていません。ガスタービンと比べ低速で機内温度も極めて低い等安全なエンジンであることは明白であり蒸気エネルギーを有効に利用し地球環境に寄与する蒸気タービン発電設備も是非規制緩和を検討したい。	安全規制の見直しについては、安全に係る実証試験など、客観性を有した科学的、合理的なデータに基づいて、設備の安全性を確認した上で行うこととしている。提案された設備について適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないのが現状である。従って対応できない。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	有限会社ベクトル	1	A	小出力蒸気タービン発電設備の規制緩和	出力1000kw未満のガスタービン並に事前届出を不要として頂きたい。	低出力等の業務有効利用を目的としたタイプで発生した蒸気で発電する小出力、小出力で稼働する小出力(手配や手配、経費がかかる)を実行されないのが規制緩和により実行しやすくなります。	設置事前届出は、ガスタービン1000kw以上、内燃エンジンは1万kw以上は事前届出を要求されている。それと比べ蒸気タービンについては出力に関係なく全てを要求されている。蒸気タービンは低速で流れる気体の温度もガスタービンと比べ極めて低いのに規制が厳し過ぎる。せめてガスタービン並みにして頂きたい。	電気事業法 施工規則 第62条、第65条の別表第二	経済産業省	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5064	5064001		G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条の表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第41条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。	少出力の蒸気タービンの回転数はガスタービンと比べ極めて低く、1000kw未満の蒸気タービンは毎分1万回転以下で、2種の発電機と直結するケースがほとんどで毎分3500回転(60Hz)で低速である。更に機内を流通するガス(蒸気)の温度もガスタービンと比べはるかに低速で平均で350℃以下なので動員等の寿命は半永久であります。1000kw未満の蒸気タービンの納入実績も多量(過去20年間で200台あり)ありますが、台も大きな事故は起きていません。ガスタービンと比べ低速で機内温度も極めて低い等安全なエンジンであることは明白であり蒸気エネルギーを有効に利用し、地球環境に寄与する蒸気タービン発電設備も是非規制緩和を検討すべき。	安全規制の見直しについては、安全に係る実証試験など、客観性を有した科学的、合理的なデータに基づいて、設備の安全性を確認した上で行うこととしている。提案された設備について適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないのが現状である。従って対応できない。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	民間企業	1	A	汽力を原動力とする小型の蓄積型設備による発電設備の工事届出の不要化	発電所出力が1000kwまたは500kw未満と小出力の場合、ガスタービン、内燃機、燃料電池は工事計画届出、保安規定届出、主任技術者責任届出すべてに規制が課せられている。一方、汽力に関しては小出力であっても規制緩和されている。大型と小型の区分は不明である。小型の蓄積型スクリーン型蓄積型においては、暴走などの危険性が安全であるため、500kw未満の汽力を原動力とする蓄積型スクリーン型蓄積型による発電設備の場合、工事計画の届出を不要とすることを願う。	地球温暖化防止を主とした環境対策が重視される中、風力や太陽光といった自然エネルギーが顕著な伸びを見せている一方で、従来からエネルギー利用に占める割合については、その少量の有効活用についてはほとんど見られていない。しかし、蒸気の使用ユーザーは多数あり、かつ減圧ラインの少量、蒸気を有効に活用しているケースが非常に多いのが実情である。この少量、蒸気の有効活用することにより、CO2削減、省エネに大きく貢献できるが、本規制のために普及の障壁になっている。	電気事業法第62条、65条、別表第2	経済産業省					
5073	5073001	3	G42	z15001	経済産業省	電気事業法第48条 電気事業法施行規則第65条の表第2	火力発電所であって汽力を原動力とするものは、電気事業法第41条の規定に基づき工事計画の事前届出が必要である。	c	-	これまで小出力のガスタービンなど、安全に係る実証試験などにより、設備の安全性が確認されたものについては、段階的に安全規制の見直しを行っている。一方、蒸気タービンやボイラー等の機器については、内包するリスクが高いものであるため、適切な保安の確保が必要である。出力が小さい汽力を原動力とする設備については、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。	少出力の蒸気タービンの回転数はガスタービンと比べ極めて低く、1000kw未満の蒸気タービンは毎分1万回転以下で、2種の発電機と直結するケースがほとんどで毎分3500回転(60Hz)で低速である。更に機内を流通するガス(蒸気)の温度もガスタービンと比べはるかに低速で平均で350℃以下なので動員等の寿命は半永久であります。1000kw未満の蒸気タービンの納入実績も多量(過去20年間で200台あり)ありますが、台も大きな事故は起きていません。ガスタービンと比べ低速で機内温度も極めて低い等安全なエンジンであることは明白であり蒸気エネルギーを有効に利用し、地球環境に寄与する蒸気タービン発電設備も是非規制緩和を検討すべき。	安全規制の見直しについては、安全に係る実証試験など、客観性を有した科学的、合理的なデータに基づいて、設備の安全性を確認した上で行うこととしている。提案された設備について適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないのが現状である。従って対応できない。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	日本ボイラー圧力容器工業組合	1	A	ボイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための規制緩和のお願い	(3) 事業用電気工作物の設置又は工事については、部分が必要であるが、発電設備についてはガスタービンと同等の出力1000kwまで、内圧を原動力とするものは出力10000kwまでは対象とされている。蒸気を原動力とするものは、せめて500kw以下の場合は届出不要と緩和をお願いしたい。	以上の緩和がされることにより分散型発電設備が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法	経済産業省					
5064	5064002		G43	z15002	経済産業省	排気蒸気用以外の用途にのみ提供する蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて(内規)	発電用の蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途にのみ供給する場合においては、ボイラーの最高使用圧力が1xガバンスカ以下であることなどの全ての要件を満たす場合に限り、内規上、当該蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーを電気工作物として取り扱わないこととしている。	c	-	工場用動力等のみに排気を供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、一定規模以下のものは、電気工作物として扱わないよう運用を緩和している。この要件を変更することについては、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。	当組合のボイラーメーカーは、労働安全衛生法(労安法)の適用のプロセスその他熱源用ボイラー(厚生労働省所管)を主に製造している中小規模のメーカーである。発電ボイラー(経済産業省所管)については不慣れに加え、煩雑さもあり、生産コストにも影響することになる。分散型発電の促進ということもあり、平成15.01.21 原研3号の通達により、発電用の蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途にのみ供給する場合は、最高使用圧力1Mpa、最大蒸気量10kg/時以下であるものは電気工作物と取り扱わないことになった。これによって圧力差発電を行うボイラーについても1Mpaまでのものは一般プロセスボイラーと同様に厚生労働省の検査を受けられなくなった。ところが、最高使用圧力1Mpaでは、排気条件、採算面等を考えると、この圧力範囲では業容面につなげるには困難である。それで、少なくとも2Mpaまで緩和をお願いしている訳であるが、今回の回答では現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため対応できない。とされている。現在1Mpaの範囲まで認められているもの、プロセス用ボイラーと同様に厚生労働省の検査を受けているものであり、範囲を2Mpaまで緩和したいにも同様に厚生労働省の検査を受けるものであり、検査の所管が変わっても保安水準は確保されるものと思っている。	工場用動力等のみに排気を供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、一定規模以下のものは、電気工作物として扱わないよう運用を緩和している。この要件を変更することについては、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。	工場用動力等のみに排気を供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、一定規模以下のものは、電気工作物として扱わないよう運用を緩和している。しかしながら、一定規模を超えるものは、専ら発電の用に供するものとして、電気事業法に基づき発電設備としての保安の確保が不可欠なものである。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	民間企業	2	A	ボイラーを電気工作物として取り扱わない(緩和)の見直し	最高使用圧力 2Mpa以下のボイラーを使用して発電する場合、当該ボイラーは電気工作物として取り扱わないこととしている。	少量の蒸気を有効利用した蓄積型スクリーン式蒸気発電装置	既存の小規模(2Mpa以下)なボイラー設置ユーザが、省エネ目的で減圧弁代替として小型の蒸気発電装置を導入する場合、蒸気量の1/2以上を発電に供すること、ボイラーの主な使用目的が従来と異なっても、ボイラーの取扱いは電気事業法対応となる。このボイラーの届け出変更の手続きは大変多量であり、省エネ推進の妨げになっている。ボイラーの使用条件に変更がない場合、当該ボイラーは労働安全法のまま扱いにしてほしい。	平成15.01.21内閣府発	経済産業省			
5073	5073001	1	G43	z15002	経済産業省	排気蒸気用以外の用途にのみ提供する蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーの取扱いについて(内規)	発電用の蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途にのみ供給する場合においては、ボイラーの最高使用圧力が1xガバンスカ以下であることなどの全ての要件を満たす場合に限り、内規上、当該蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーを電気工作物として取り扱わないこととしている。	c	-	工場用動力等のみに排気を供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、一定規模以下のものは、電気工作物として扱わないよう運用を緩和している。この要件を変更することについては、現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため、対応できない。	当組合のボイラーメーカーは、労働安全衛生法(労安法)の適用のプロセスその他熱源用ボイラー(厚生労働省所管)を主に製造している中小規模のメーカーである。発電ボイラー(経済産業省所管)については不慣れに加え、煩雑さもあり、生産コストにも影響することになる。分散型発電の促進ということもあり、平成15.01.21 原研3号の通達により、発電用の蒸気タービンの排気を工場用動力その他の発電用以外の用途にのみ供給する場合は、最高使用圧力1Mpa、最大蒸気量10kg/時以下であるものは電気工作物と取り扱わないことになった。これによって圧力差発電を行うボイラーについても1Mpaまでのものは一般プロセスボイラーと同様に厚生労働省の検査を受けられなくなった。ところが、最高使用圧力1Mpaでは、排気条件、採算面等を考えると、この圧力範囲では業容面につなげるには困難である。それで、少なくとも2Mpaまで緩和をお願いしている訳であるが、今回の回答では現時点では適切な保安水準の確保が達成できる具体的な技術的根拠が示されていないため対応できない。とされている。現在1Mpaの範囲まで認められているもの、プロセス用ボイラーと同様に厚生労働省の検査を受けているものであり、範囲を2Mpaまで緩和したいにも同様に厚生労働省の検査を受けるものであり、検査の所管が変わっても保安水準は確保されるものと思っている。	工場用動力等のみに排気を供給する発電用の蒸気タービンに蒸気を供給するボイラーのうち、一定規模を超えるものは、専ら発電の用に供するものとして、電気事業法に基づき発電設備としての保安の確保が不可欠なものである。なお、適切な保安水準の確保が達成できる技術的根拠が示されれば、その内容について検討することは可能である。	日本ボイラー圧力容器工業組合	1	A	ボイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための規制緩和のお願い	(1) 発電装置をともなうボイラーについて電気工作物として取り扱わない(緩和)という旨があるため、一部の中小汎用ボイラーにとっては、業容には電気工作物と同等の要件を課すると、この緩和条件では対象にならない。最高使用圧力2Mpaまで緩和をお願いしたい。	以上の緩和がされることにより分散型発電設備が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法	経済産業省					

Table with columns: 要望管理番号, 要望事項管理番号, 分割補助番号, 統合, 管理コード, 所管省庁等, 該当法令, 制度の現状, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), その他, 再検討要請, 措置の分類, 措置の内容, 措置の概要(対応策), 要望主体, 要望事項番号, 要望種別(規制改革/民間開放), 要望事項(事項名), 具体的な要望内容, 具体的な事業の実施内容, 要望理由, 根拠法令等, 制度の所管官庁等, その他(特記事項).

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057214			Z15023	経済産業省	電気用品安全法第8条、第27条、電気用品安全法施行規則第10条、第13条	ツーリストモデルを国内で販売する場合、日本の技術基準に適合しない電気用品であることから、承認を得た電気用品に限り、販売を行うことができると規定されている。	c	-	ツーリストモデルであっても、国内で販売することになり、その対象の電気用品が国内に流通することには変わりはない。国内に流通することには変わりがないとの理由で規制の対象とするのであれば、販売・流通段階での管理徹底など、ツーリストモデルの国内流通を防止する別の策を講じるべきである。また、みかけ用として外国で使用されることを前提とすれば、事業者による過度の負担を課してまで「製造、輸入又は販売を予定する数量」を把握することによるような懸念があるのか不明である。なお、ツーリストモデルは「規格や仕様等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、技術基準に關しても一般の輸出品同様の安全性を有している」として対応を検討された。		c	-	ツーリストモデルについては、その使用目的に鑑み、基準適合確認等の義務を免除しているだけであり、基本的には日本の技術基準に適合しない電気用品が国内流通するに当たっては、消費者の安全性確保の観点から管理を徹底する必要がある。自己管理に委ねられるものではない。	(社)日本経済団体連合会	214	A	海外への土産用電気用品に対する 例外承認申請の廃止	海外への土産用電気用品に対する例外承認申請を不要とし、自己管理とすべきである。なお、早期に制度が廃止される場合は、現行の例外承認申請で要求されている「製造、輸入又は販売を予定する数量」について、申請項目の対象外とするよう措置すべきである。	海外への土産用電気用品は、EC規格やUL規格等に基づき製品設計及び設計確認、量産品の管理が行われており、一般の輸出品同様の安全性を有している。国内流通を防止する観点からも製造、輸入事業者の責任の下、適切な取扱い指導が行われており、事業者の自己管理に委ねるべきではない。また、欧米諸国においては、事業者による承認申請を求められることは行われていない。外国旅行者や外国人観光客のみや付用モデル(ツーリストモデル)として、外国の規格に適合しており、外国で使用することを前提に国内で販売される場合のみが示されているのみであり、審査の対象外である製造、輸入、販売予定の数量を定めることは過度な負担である。	電気用品安全法第8条、第27条、電気用品安全法施行規則第10条、第13条	経済産業省、消費者庁、消費経済政策部、消費経済政策課	電気用品安全法では、特定の用途に使用される電気用品については、経済産業大臣の承認を受けた場合には、電気用品の技術基準への適合義務や表示義務等が免除される。海外への土産用電気用品についても同様の手続により例外承認を受けることが必要とされている。		
5057	5057215			Z15024	経済産業省	電気用品安全法第3条、第9条、第10条	電気用品の製造又は輸入を行う際は、届出を行い、義務を履行した後、事業者名等の表示を付して販売することとしている。	c	-	逆輸入品の流通ルートは多岐に渡るという点があるが、それはなお、一度輸出された後のルートやその後改造されたかどうか等が分からない、あやふやな状態の電気用品を、責任も不明な状態で輸入し流通させることは、安全性の観点から危険であると考えられる。なお、電気用品安全法施行規則第13条第2項において、輸入をする場合、日本における製造事業者が法第3条2項の証明書を有している場合は、法第3条1項の政令で定める期間を経過する日までの間は、輸入事業者がその証明書の写しを保存することにより、義務の履行を可とするとしている。		c	-	電気用品安全法においては、自己責任原則の下政府保証を廃止したことから、機動的な事後規制の発動等を図っていくことが安全保障の維持、向上を図っていく上で必要となるため、全ての電気用品において事業者における基準適合証明責任を明確化することが必要となっている。海外へ輸出された製品が海外に存在する期間は、一時的に日本の法律の適用外となるため、再度国内に流通させる場合は、改めてその電気用品の責任を明確にする必要がある。輸入事業者名の表示は必要である。	(社)日本経済団体連合会	215	A	再輸入される電気用品に係る手続の見直し(新規)	国内で製造された電気用品が電気用品安全法に定める義務を履行し、CEマークや製造事業者名を表示した再輸入品については、輸入事業者の義務を免除すべきである。	国内で製造された電気用品を一度海外に出荷し、海外において当該電気用品を機器と同様に国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続を履行しなければならない。こうした二度の手続を回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際に技術上の問題から国内で製造されたCEマークを付した製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部品を再輸入しなければならない。	経済産業省、消費者庁、消費経済政策部、消費経済政策課	電気用品安全法第10条	国内で製造され、電気用品安全法に基づき対応を行ったCEマークなどの電気用品を一度海外に出荷し、海外において当該電気用品を機器と同様に国内に輸入する場合、輸入事業者は、再度、電気用品安全法に定める手続を履行しなければならない。こうした二度の手続を回避するため、例えば携帯電話を海外で生産する際に技術上の問題から国内で製造されたCEマークを付した製品を仕掛品のまま国内へ持ち込み、再度、当該部品を再輸入しなければならない。		
5057	5057216			Z15025	経済産業省	電気用品安全法第2条	法において電気用品は「一般用電気工作物(電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項に規定する一般用電気工作物をいう)の部分となり、又はこれに接続して用いられる電機、器具又は材料であつて、政令で定めるもの」と定められており、そのうち、構造又は使用方法その他の使用状況からみて特に危険又は障害の発生をおそれるものが多い電気用品であつて、政令で定めるものは、安全性の観点から特定電気用品として定め、第3条(登録検査機関)による検査を義務付けている。	c	-	本体と分離する直流電源装置は、消費者の誤使用や不適切な使用等が考えられるため、きちんとした安全規制が必要である。なお、直流電源装置は長時間連続で無監視状態で使用されることから、特定電気用品として指定されているため、特定以外の電気用品に移行させることは、不適切。		c	-	直流電源装置と同梱されている機器とは別の電気用品にも使用出来、1つの電気用品として扱うことが適当。また、その使用形態等から特定電気用品として指定されているところであり、特定以外の電気用品に移行することは不適当。	(社)日本経済団体連合会	216	A	機器と一体的に使用される直流電源装置の特定電気用品以外への移行	機器と一体的に使用される直流電源装置については、特定電気用品の指定を解除し、特定電気用品以外の電気用品(自己確認品)に移行させるべきである。	機器と一体的に使用される直流電源装置は、機器から電源供給機能を受け出したものであり、その安全性は直流電源装置を含めた機器全体で考えることが妥当である。直流電源装置と組み合わされて使用される機器のほとんどは携帯用のオーディオ・ビデオ機器、電機具、情報機器等であり、特定電気用品以外の電気用品又は非対象製品であることから、直流電源装置のみを特定電気用品に指定する必要はなく、早期に特定電気用品以外の電気用品へ移行させるべきである。直流電源装置が単体で流通しているような実態を踏まえ、特定電気用品以外の電気用品へ移行させることは困難であると認められる。しかし、直流電源装置のみでは使用せず、製造事業者が指定する機器以外と偶然に接続しうる装置を使用した場合には安全性の確保が難しいので、直流電源装置のものだけを安全性の確保の対象として安全性の確保を確保することはつぎではない。諸外国の事例をみても、直流電源装置の危険度や障害の発生等に着目し、特別の要求を行っている国々はない。オーディオ・ビデオ機器と同じ技術基準を用いていることから同様の取扱いとすべきである。	電気用品安全法第2条、電気用品安全法施行令第1条の2	経済産業省、消費者庁、消費経済政策部、消費経済政策課	直流電源装置は特定電気用品に指定され、登録検査機関による適合性検査の対象となっている。		
5057	5057217			Z15026	経済産業省	電気用品安全法第10条	輸入事業者が法に該当する電気用品を輸入する場合、義務等を履行した後、輸入事業者名等の表示を付し、販売することとしている。	c	-	製造・輸入事業者が法に該当する電気用品を輸入する場合、義務等を履行した後、輸入事業者名等の表示を付し、販売することとしている。		c	-	同じACアダプターであつて、すでに電安法の手続きを完了しているものについて、電気製品にそのまま同梱されるだけで安全性に何らの変化もないにもかかわらず、流通ルートの変更により表示を変更し、再度電安法の義務を負うよう求めるのは過剰規制である。こうした複数の手続による事業者の負担を軽減するため、表示義務を含め簡略化するべきである。改めて対応を検討された。	(社)日本経済団体連合会	217	A	他の事業者名が表示されている電気用品を輸入することは、国内における責任の所在が不明確となり、要望は受け入れられない。	電気製品と同梱するACアダプターにかからず、輸入事業者表示義務の廃止(簡略)	電気製品と同梱するACアダプターに関しては、輸入事業者の表示義務を免除すべきである。特に携帯機器については、早期に措置すべきである。	経済のグローバル化に伴い、電気製品の製造拠点を同梱ACアダプターの製造事業者、製造拠点を国内外を含めて多様化しており、同一型式のACアダプターを同梱するモデルにおいて、製造、検査段階が複雑化している。こうした、海外製品については、輸入事業者名の表示義務が課せられていた。同一型式のACアダプターでありながら、輸入事業者が異なる場合は、複数のメーカーを併用する等、製造事業者の負担が増している。機器と一体で使用されかつ汎用性の高い同梱ACアダプターについては、こうした表示義務を免除し、製造事業者の負担軽減を図るべきである。	電気用品安全法第10条	経済産業省、消費者庁、消費経済政策部、消費経済政策課	電気用品安全法第10条に規定する技術基準の適合義務を課した場合には、当該電気用品に製造事業者名を表示しなければならない。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057218			Z15027	経済産業省	電気用品安全法第3条	国が事業者の製造・輸入を行っている電気用品を把握するため、製品の安全確保と同様の性質を有すると認められる範囲を型式の区分として、届出を提出することとしている。	c	-	効果的な事後規制を行ううえで国が製品を把握しておく必要があることは理解できるが、それが機種名や電気用品の区分によるものではなく型式区分によるものでなければならぬ点について、合理的な説明がなされていない。危険及び障害発生を防止するうえで、機種名や電気用品の区分ではなく「型式区分」を把握する必要があるのか、改めて見直しを求めたい。そもそも型式区分は、国際的にも特異な届出の区分であり、2006年3月22日付の「中古販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱いについて」でも、特定電気用品以外の電気用品は型式区分を廃した検査記録の保存を認めていることから、型式区分の撤廃に向けた検討を行うべきである。改めて対応を検討された。			c	-	モデル名は各々の事業者によりつけられたものであり、定義が統一されていないため、国は、モデル名から当該製品がどのような電気用品であるかを把握し、型式区分の撤廃に向けた検討を行うことが現実的である。	(社)日本経済団体連合会	218	A	電気用品にかからる型式区分の撤廃	電気用品の型式区分に関する規定を撤廃すべきである。電気用品の製造、輸入に係る届出は電気用品の区分にすべきである。技術基準の適合確認、検査記録の保存、表示禁止命令の発動単位は製造事業者による機種名(モデル)単位とすべきである。	電気用品の製造や流通については、実務上、事業者自らが設定し製品に表示された機種名によって管理されているが、当該規制によって機種名とは別に型式区分による管理が求められる。型式区分は国に対する届出の最小単位となっており、販売後における表示禁止命令の発動単位ともなるものであるが、同一型式区分の中には、異なる電気回路を有する製品が存在することや、同じ安全性能であっても型式区分が異なるものも存在するなど、実態に即したものでない。また、届出事項が発生した際の公表時において、製品に表示されている機種名は公表されるが、型式の区分は使用されていない。さらに型式区分は海外に例がないことから非開明瞭と見られるものもある。経済産業省は2006年3月20日付の「電気用品安全法第3条第2号の事項に係る届出について」において、製造業に属する事業者を主たる事業者として営む者以外の者が事業者の届出を行う際、特定電気用品以外の電気用品に係る電気用品の区分及び電気用品の型式区分として全ての電気用品の区分について全ての電気用品の型式区分と記載することで足りるとした。(*)	電気用品安全法第3条第2号、電気用品安全法第3条第2号の事項に係る届出について、(2006年3月20日)「中古販売事業者等が電気用品安全法に基づき行う自主検査記録の取扱いについて」(2006年3月22日)	経済産業省商務情報政策総局消費経済政策課電気用品安全課電子力安全・保安規電力安全課	電気用品取扱いでは申請電気用品のみに規定されている型式区分が、電気用品安全法では全ての電気用品に対して適用されている。この型式区分については、2004年6月に廃止されたものの依然として存置されており、国際的に見ても例を見ない特異な型式区分が存在している。	
5057	5057219			Z15028	経済産業省	電気用品安全法第2条	構造又は使用方法等の使用状況により雷電、火災等の危険や障害を生ずる恐れのある電気用品を対象製品として定めている。	c	-	電気製品の多様化が進む中で、ポジティブリスト方式では、ある製品が電気用品安全法の対象か非対象かを客観的に見極めることが難しく、回答に差が生じ、HP等で開示しているものの、最終的には検査機関あるいは当局の判断を仰ぐ必要がある。事業者にとって負担となっている。ネガティブリスト方式を採用し、対象・非対象の区分及び判断基準を明確化すべきである。改めて対応を検討された。			c	-	最小限の電気製品を指定するという法制度には合理性があると考え、また、ネガティブリストは、ある種の規制強化になると考える。なお、対象・非対象に関しては、製品が多様化する中において、順次、解釈をHP等により示しているところである。	(社)日本経済団体連合会	219	A	電気用品安全法にかからる対象・非対象の判断基準の明確化	電気用品安全法にかからる対象・非対象の判断基準については、現行のポジティブリスト方式からネガティブリスト方式への移行を促すべきである。既にネガティブリスト化が困難な場合には、少なくとも製品の特性(電圧や使用場所等)を踏まえた客観的な基準で対象・非対象を判断できるように整理すべきである。また、こうした基準を設定する際には、解釈の恣意を排除し、広く事業者に周知するべきである。	急激な技術革新の進展や消費者ニーズの多様化に伴い、電気用品安全法の対象となるAV/AV機器と対象外となるIT/CTEの融合が進んでおり、現行の法令による電気用品の区分による対応が難しくなっている。また、現状の解釈については、単なるHP上における情報提供にとどまっているが、法令遵守に関わる運用基準を示す際には、行政運営の透明性向上の観点からも解釈の恣意を排除し、広く事業者に周知するべきである。	電気用品安全法の規制対象となる電気用品の届出とその解釈については、電気用品安全法施行規則やHP上で公表されているが、届出内容に客観的な基準が定められていない。また、製品の多様化に伴って、解釈の恣意が生じている。また、解釈の恣意が生じているが、法令遵守に関わる運用基準を示す際には、行政運営の透明性向上の観点からも解釈の恣意を排除し、広く事業者に周知するべきである。	電気用品安全法の規制対象となる電気用品の届出とその解釈については、電気用品安全法施行規則やHP上で公表されているが、届出内容に客観的な基準が定められていない。また、製品の多様化に伴って、解釈の恣意が生じている。また、解釈の恣意が生じているが、法令遵守に関わる運用基準を示す際には、行政運営の透明性向上の観点からも解釈の恣意を排除し、広く事業者に周知するべきである。		
5057	5057220			Z15029	経済産業省	電気用品安全法第8条第1項電気用品安全法施行規則第11条	法では、届出事業者への技術基準の適合義務を課し、またそれらの電気用品について、自主的に検査することを義務づけているところ。	c	-	「外観」、「絶縁耐力」、「通電検査」が技術基準の適合性を確認・保証するうえで最低限必要な検査内容であるのか、合理的な説明がなく、改めて見直しを求めたい。適合性の保証は、品質保証体制や製造体制なども含めて総合的に判断されるべきであり、届出事業者が実態に即して自主的に検査の項目、内容、時期・頻度を定められるようにすべきである。改めて対応を検討された。			c	-	「外観検査、及び通電検査」は、機器が正常に動作するかどうかを確認する当然の行為である。また電気用品の特性として雷電等の危険性が内在していることから、危険の発生防止という法目的に照らし、「絶縁耐力検査」は最低限必要な検査である。よって、全ての検査項目を事業者の自主的判断に委ねられるのではなく、製品の安全を確保する上で、最低限必要な検査項目を定めることは、適当である。	(社)日本経済団体連合会	220	A	電気用品の技術適合検査項目にかかる自主管理の導入	電気用品に関する自主検査の項目、内容、時期・頻度については、届出事業者の自主的判断に委ねるべきである。	省令では、「外観」、「絶縁耐力」、「通電検査」について検査を行い、その記録を作成・保存することが義務付けられている。しかし、検査項目における技術基準の適合性を確認・保証するためには、当該項目のみの検査では十分とはいえず、実態には「破壊検査」等の検査を行うことにより、製品の安全性を確保している。また、適合性の保証は、品質保証体制や製造体制によっても大きく異なるため、検査項目やその内容、検査の時期・頻度については、届出事業者の自主性に任せざるべきである。	電気用品安全法第8条第1項電気用品安全法施行規則第11条	経済産業省商務情報政策総局消費経済政策課電気用品安全課電子力安全・保安規電力安全課	電気用品安全法により届出事業者への適合性を確認する。また、技術基準を定めるところにより、その製造又は輸入に係る電気用品について、自主検査を行い、その検査記録を作成し、検査の日から3年間、これを保存しなければならない。	
5057	5057221			Z15030	経済産業省	電気用品安全法第8条第1項電気用品の技術上の基準を定める省令	電気用品は技術基準に適合することが義務付けられている。技術基準は、日本独自の基準である1項基準と、国際標準化を目的とした2項基準である。	e	-	「電気用品の技術基準上の基準を定める省令の解釈については、もとも1項基準に対する解釈であり、2項基準については含まれていないと理解している。また、CTL等の解釈がどこに示されているか具体的にない。よって、事項の解釈が一元的に公表されているとは言いがたい。改めて対応を検討された。			e	-	2項基準については、IECのCTLにおいて解釈が定められ公表されているので、参考にされるものと理解している。	(社)日本経済団体連合会	221	A	電気用品安全法に関する技術基準の判断基準の明確化(新規)	技術基準の判断基準や技術的解釈を定めた上で公表すべきである。特に技術基準の2項にかかる解釈については、早急に公表を行うべきである。また、新たに判断基準や解釈を定める場合には、パブリックコメント手続を実施し、広く一般からの意見を求めざるべきである。	技術基準2項と整合性のあるIEC基準に則って運営されているCBスキーム(加盟国の認証機関同士がIEC規格に基づいた試験データを相互に受け入れる国際的な相互認証制度)については、CTL(Committee of Testing Laboratories)デジタルという解釈が公表されている。例えば、IEC-60065「オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器の安全要求事項」では2001年の解釈が、IEC-60950(情報処理機器の安全要求事項)では2001年の解釈が公表されるなど、各試験所で自主的な運用がなされている。一方で、わが国の技術基準については、こうした解釈が存在しないため、事業者は非開明瞭と見てその結果、経済産業省に確認しければならない。また、製造事業者は自己責任に基づき自主検査を行っていることから、技術基準の判断基準とその解釈を定める際には、事業者の意見を踏まえる必要がある。	電気用品安全法第8条第1項電気用品の技術上の基準を定める省令	経済産業省商務情報政策総局消費経済政策課電気用品安全課電子力安全・保安規電力安全課	電気用品技術基準にかかる判断基準や技術的解釈は、経済産業省が行うこととされているが、その内容は、同一日に公表されていない。	

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)	
5063	5063002			z15035	経済産業省	なし	火薬取締法においては、火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(第25条)。また、火薬又は爆薬を月に2.5kg以上消費する者は、火薬類取扱保安責任者を選任しなければならない(第30条)としているところ。 一定数量以上の火薬類を消費する場合、火薬類取扱保安責任者を選任することが義務づけられていることから、消費許可に際し火薬類取扱保安責任者の免状を添付させることは、当該規定が遵守されていることを確認する上で妥当な手段である。すなわち免状の添付に際して法令に特段規定はないものの、これは都道府県知事の事務の範囲で認められるものと考えられる。したがって、火薬類の消費許可は都道府県知事の権限に関する法定処分事務であり、明確な法令違反もないので、経済産業省は免状の添付の要不要について都道府県知事に指示する立場にはない。	e		要望者からの再意見を踏まえ、再度検討された。 (要望を再掲) 経済産業省より「火薬類の消費場所にはすべて取扱責任者を置くように」との通達が出されており、現行の法令(経済産業省監督)にこの通達が掲載されたままとなっている。経済産業省は免状の添付の要不要について都道府県知事に指示する立場にはない。 なお、平成12年3月31日以前に発出された通達・通知は、同年4月1日の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、技術的助言に位置付けられており、法令に基づかない部分については、都道府県知事を拘束するものではないこととなっている。	e		火薬類取締法においては、火薬類を爆発させ、又は燃焼させようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない(第25条)。また、火薬又は爆薬を月に2.5kg以上消費する者は、火薬類取扱保安責任者を選任しなければならない(第30条)としているところ。 一定数量以上の火薬類を消費する場合、火薬類取扱保安責任者を選任することが義務づけられていることから、消費許可に際し火薬類取扱保安責任者の免状を添付させることは、当該規定が遵守されていることを確認する上で妥当な手段である。すなわち免状の添付に際して法令に特段規定はないものの、これは都道府県知事の事務の範囲で認められるものと考えられる。したがって、火薬類の消費許可は都道府県知事の権限に関する法定処分事務であり、明確な法令違反もないので、経済産業省は免状の添付の要不要について都道府県知事に指示する立場にはない。	佐藤賢輔	2	A	火薬類の譲受・消費許可の申請基準の設定	模型ロケットに使用する火薬(噴射推進剤)を購入して使用する際、法令に定められた内容で消費する場合は、甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付しなくても、行政機関で消費・消費の許可申請が行えず、許可が得られない。法令では、特に甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付することが定められていない。	模型ロケットに使用する火薬(噴射推進剤)を購入して使用する際、法令に定められた内容で消費する場合は、甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付しなくても、行政機関で消費・消費の許可申請が行えず、許可が得られない。法令では、特に甲種火薬類取扱保安責任者等の免状を添付することが定められていない。	経済産業省						
5066	5066004			z15036	全庁庁	なし	平成13年12月より売掛債権担保融資保証制度を利用する場合には限り譲渡禁止特約の部分解除を実施。 平成16年7月より本省において、利用目的を限定せず、譲渡対象者を拡大する形で部分解除を実施。	d		本省においても信託会社やSPCも含めて対応済み						社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金融債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	新省庁及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	新省庁及び地方自治体と対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。	全庁庁、地方自治体				
5066	5066005			z15037	経済産業省	中小企業金融公庫法附則第7項 中小企業総合事業団法及び債権担保信用保証法 債権担保信用保証法第3条の2、第8条第2項、第9条第2項、第11条	債権担保信用保証については、平成15年4月1日を以って廃止されたところ。一方、債権担保信用保証法廃止前の債権担保信用保証法(以下「旧保証法」)については、既に成立している当該旧保証法に係る具体的な私人的権利及び義務を保護する観点から、引き続き中小企業金融公庫が保証金の支払及び回収金の回収等の業務(機械保険継続業務)を実施しているところ。	a		債権担保信用保証の保証金支払対象となった残債権について、回収に努めた後、今後回収が済まないものとして一定の比率を減らす管理債権についてサービサーへの譲渡を可能とする。 具体的な基準や届出等の手続きにつき平成18年度内に作成し、公表する予定。						社団法人リース事業協会	5	A	機械担保信用保証付債権の譲渡の容認	債権担保信用保証は、平成14年12月、「中小企業総合事業団法及び債権担保信用保証法の廃止等に関する法律」が成立し、新規保証契約の引受けが停止し、廃止が決定したが、廃止が決定しているにも拘らず、(旧保証法)についての期間の指示がない。債権担保信用保証付債権のサービサー等への譲渡が容認されていない。	左記の規制により、業務効率化、不良債権処理の進捗が促進されているものと思われる。債権担保信用保証付債権のサービサー等への譲渡を容認すること。	規制改革・民間開放推進3ヵ年計画(再改定)では、「平成16年度中に推進を行う」とされているが、不良債権処理及び貸倒発生率の早期実現を期し、早急の対応を希望する。債権の譲渡が容認されていないことは、リース会社の不良債権処理の大きな障害となっている。この取組はサービサー等債権回収業務が法的にも認知され、不良債権処理の有力な手段となっている規程にも含めたいものと考ええる。	中小企業金融公庫法附則第7項、中小企業総合事業団法及び債権担保信用保証法の廃止等に関する法律附則第8条第1項、債権担保信用保証法第3条の2、第8条第2項、第9条第2項、第11条	経済産業省		
5066	5066016			z15038	経済産業省	法第27条	販売をする際にも、危険な電気用品を排除し、消費者の手に渡らないようにするべく、当該法律に該当する電気用品を販売する場合は、表示が付けられているものでなければ、販売してはならないと規定されている。	c		電気用品を販売する場合は、基準適合義務等の義務を履行した証である表示を確認して販売することとなる。 リース物件を販売する時にも、規制を免除することは不適当。	リース物件を借主に売却する場合は、当該借主における電気用品安全法の対象製品の使用用途が何ら変わるものではなく、事実上、リース契約時点に遡って、売買が行われたものとみなすことができる。よって、猶予期間が経過した電気用品安全法の対象製品については、猶予期間経過前に売買が行われたものと考えられ、同法の販売規制の対象とはならないと考える。 そもそも今回の電気用品安全法に係る法解釈は、本年2月頃に示されたものであり、リース取引のように契約期間が長く、例えば5年前にリース契約を行い、当該リース契約にユーザーがリース物件を購入する権利が与えられているような取引に対しては、一律の販売規制ではなく、個々の取引実態に応じた対応が必要と考える。 なお、制度の現状欄に「消費者」という文言があるが、リース物件の売却先ほとんどは事業者である。改めて対応を検討された。	c		電気用品安全法では、製品の所有者が対価を受けることを条件として、所有権を譲渡することを販売としている。リース物件に関しては、貸し手側が対価を受けることを条件として所有権を借り手側に譲渡するのであれば、借り手側が消費者が事業者にかかわらず、当該製品の安全を担保した上で譲渡すべきである。	社団法人リース事業協会	16	A	電気用品安全法規制対象物件の範囲見直し	リース物件を借主に販売する場合には、リース物件のリース使用(借主への売却)によるR(リデュース)・リユース・リサイクルの推進が図れる。	リース取引では、リース物件を借主に物件を販売するケースもあるが、電気用品安全法の施行により、この販売が一部不能となった。ケースでは売却後の使用者が不特定であるにもかかわらず、リース物件を販売すると法の規制により、販売できないというものであり、真正に、また、R(リデュース)・リユース・リサイクルの推進を妨げるものもある。	電気用品安全法	経済産業省				

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	再検討要請	措置の種類	措置の内容	措置の概要(対応策)	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管省庁等	その他(特記事項)
5073	5073001	2		z15039	経済産業省	なし	なし	e	-	'分散型電源系統連系技術指針'は民間自主規格であるため、当省が規制を所管しているものではない。						日本ボイラー圧力容器工業組合	1	A	ボイラーメーカーとして分散型発電設備の促進のための規制緩和のお願い	分散型発電設備の設置が容易になるための規制緩和のお願い	(2)系統連系については、系統から解列する機能について分散型電源系統連系技術指針により必要な事項が規定されているが、システム全体の設備経費に比し、費用負担が大きい、簡便的な方法を求めたい。	以上の緩和がされることによって分散型発電装置が促進され、ひいては地球温暖化、企業の業績にも影響するものと思われる。	電気事業法	経済産業省	
5083	5083004			z15040	全庁	なし	当該閣議決定文の別紙3の「審議会等の運営に関する指針(4)公開」において以下とおり規定されている。 審議会等の委員の氏名等については、あらかじめ又は事後速やかに公表する。 会議又は議事録を速やかに公開することを原則とし、議事内容の透明性を確保する。なお、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。 ただし、行政処分、不服審査、試験等に關する事務を行う審議会等、会議、議事録又は議事要旨を公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがある場合は会議、議事録又は議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。 議事録及び議事要旨の公開に当たっては、所管省庁において一般の閲覧、複写が可能な一括窓口を設けるとともに、一般のアクセスが可能なデータベースやコンピュータ・ネットワークへの掲載に努めるものとする。	D	-	当該閣議決定文に基づき、原則として、会議又は議事録を速やかに公開することや議事内容の透明化を確保することとしている。						特定非営利活動法人「子ども無償環境」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進対策部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で事前にホームページで広報されている。 しかし、例えば財務省の財政制度等審議会または事業等文書会、税制調査会などは、財務省のホームページの随時予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政策決定のための審議会の審議を監視が傍聴することにより、審議の透明性が高まり、かつ国民も情報を速やかに知ることにより、早期の増入手続対応が可能になる。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~数か月後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りにタイムラグがあり過ぎる。 マスメディアにのみ公開し、会議、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。 動きが早(なっている)政策決定や実施にあたって、国民の知見も権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全庁	
5087	5087001			z15041	経済産業省	工場立地法第4条の2	届出等の事務に加え、都道府県及び政令指定都市は、国が定める率別に定めて、緑地及び環境施設それぞれの面積の敷地面積に対する割合については、緑地面積率などに資する区域の区分ごとの基準の範囲内において条例で定めることができる。	c	-	地域の実情を踏まえた緑地面積率等の設定が可能となるように、工場立地法では、第4条の2第1項において、都道府県が地域率則を定めることができる旨規定している。 したがって、ご提案の地域に特化した緑地面積率の設定については、まず地域率則を定めることができる青川県にご相談されたい。						今治造船株式会社	1	A	工場立地法における工場等の立地に関する率則による緑地面積率等の緩和	工場立地法に際しては、緑地面積率10%以上、環境施設面積率15%以上に改正されたい。	工業用地として供与された地域については、住宅と分離しており、周辺環境への影響が比較的小さいと考えられることから、緑地面積率の緩和が全国的に実現できるように改正内容としてほしい。	工場立地法第4条、第4条の2	経済産業省		